

# 経済産業省

20170323商局第3号  
平成29年3月31日

## 公害防止関係資料の都道府県等への通知について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

公害防止関係資料の都道府県等への通知について、商務情報政策局商務流通保安グループは、別紙（内規）のとおり定めたので、産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）に対し、通知することとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、大気汚染防止法第2条第13項に規定する水銀排出施設に係る規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。
- 2 「公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）」（平成24年6月1日付け平成24・05・28原院第2号）は、平成29年4月1日に廃止する。



## 公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）

公害防止関係資料の都道府県等への通知について、商務情報政策局商務流通保安グループ（以下「商務流通保安グループ」という。）は、下記のとおり定める。

## 記

## 1 公害防止関係資料の通知について

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（以下、「ばい煙発生施設」という。）、同法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設（以下、「一般粉じん発生施設」という。）若しくは同法第2条第13項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設若しくは同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物又は騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項若しくは振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に騒音規制法第2条第1項若しくは振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する者に係る電気事業法の相当規定による許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、大気汚染防止法第27条第2項、ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項、水質汚濁防止法第23条第2項、騒音規制法第21条第2項又は振動規制法第18条第2項の規定（以下「公害防止関係法の各規定」という。）に基づき、次に定めるところにより、都道府県知事等へ通知することとする。

- (1) 電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可申請又は届出並びに電気関係報告規則第4条の表第1号から第15号までに基づく届出に係る場合には、「公害防止関係資料の様式例について」に定める様式の公害防止関係資料の写しに公害防止関係法の各規定に基づき送付する旨のかがみをつけて送付することとする。ただし、非常用予備発電装置に係る大気汚染防止法第27条第2項に基づく都道府県知事への通知については、都道府県と調整した上で年度末までに一括又は分括して、まとめて通知しても良い。
- (2) 電気事業法第9条第2項（同法第6条第2項第2号の事項の変更に限る。）に基づく一般送配電事業者の電気工作物等の変更届出、同法第27条の12において準用する同法第9条第2項（同法第27条の7第2項第2号の事項の変更に限る。）に基づく送電事業者の電気工作物等の変更届出、同法第27条の13第9項（同条第1項第1号の事項の変更に限る。）に基づく特定送配電事業者の変更届出及び同法第27条の27第3項（同条第1項第1号の事項の変更に限る。）に基づく発電事業者の変更届出並びに同法第9条第1項、同法第27条の13第7項又は同法第27条の27第3項に基づく変更届出であって、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設又は振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物の属する発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の廃止又は出力の変更に伴う廃止に係る届出、同法第53条に基づく自家用電気工作物の使用

の開始（特に、電気事業法施行規則第87条に規定する譲渡）の届出、同法第55条の2に基づく事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出、電気関係報告規則第4条の表第16号から第17の2の2号に基づく届出並びに同規則第5条に基づく届出に係る場合は、申請書又は届出書の写しに公害防止関係法の各規定に基づき通知する旨のかがみをつけて送付するものとする。

## 2 通知の受理の委任について

通知の受理について、大気汚染防止法第31条、ダイオキシン類対策特別措置法第41条、水質汚濁防止法第28条、騒音規制法第25条又は振動規制法第23条の規定に基づき、都道府県知事の権限について市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととされている場合にあっては、当該市町村に施設され又は施設する電気工作物に係る報告等については当該市町村の長に通知するものとする。